



ふじよしだ

議会だより

<http://www.fujiyoshida.yamanashi.jp/div.gikai.html/index.html>

第103号

平成20年12月1日

編集・発行

議会だより編集委員会

電話 (22) 0612

富士吉田市議会事務局

9月定例会

平成十九年度決算を認定

一般会計歳出総額は
百七十三億五千二百八十九万三千二百六十七円

平成十九年九月定例会は、九月四日開会され、二十六日間の会期を終えて九月二十九日に閉会しました。

この定例会では、審議に先立ち、決算特別委員会の委員を選任、委員会が構成されました。

議案は、平成十九年度一般会計及び特別会計歳入歳出、市立病院事業会計、水道事業会計の三件の決算認定などのほか、一般会計など継続費清算報告書一件、報告五件、補正予算五件、条例の制定など四件が提出され審議し、すべて認定、可決しました。

また、恩賜県有財産保護組合会議員の補欠選挙が行われました。

市政に対する一般質問は、二人の議員が行ない、執行者の考えをただしました。

●会 期 日 程

日程	内容
9月4日	<p>本会議 (開会)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○会期の決定 ○議案の提出と説明 ○議案の委員会付託 ○議案の採択 (即決)
10日	<p>本会議</p> <ul style="list-style-type: none"> ○議案の追加議案 ○市政一般質問
16日 17日 18日	<p>決算特別委員会</p> <ul style="list-style-type: none"> ○付託議案の審査
22日	<p>総務経済委員会</p> <ul style="list-style-type: none"> ○付託議案の審査
24日	<p>文教厚生委員会</p> <ul style="list-style-type: none"> ○付託議案の審査
25日	<p>建設水道委員会</p> <ul style="list-style-type: none"> ○付託議案の審査
29日	<p>本会議 (閉会)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○各委員長からの報告 ○各議案の採決 ○恩賜県有財産保護組合 会議員の補欠選挙

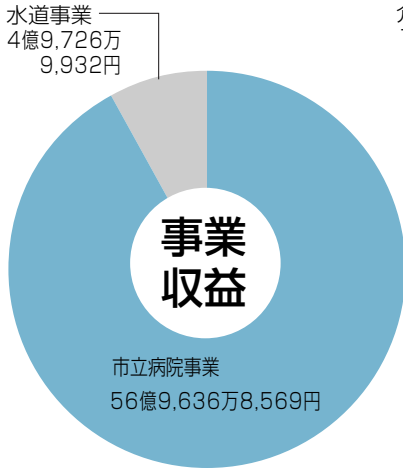


《編集委員会》

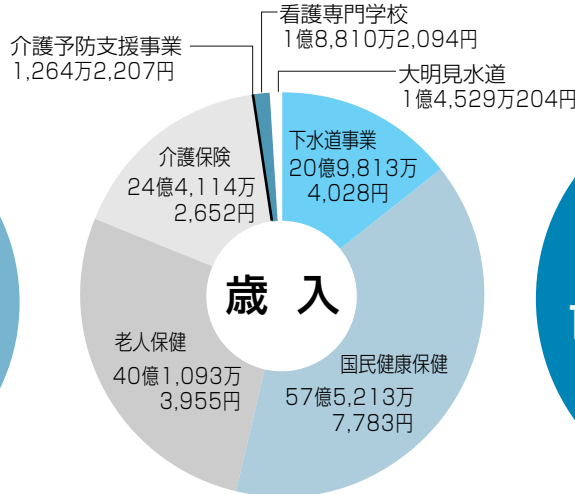
- | | |
|-----|-------|
| 委員長 | 宮下 正男 |
| 委員 | 土橋 舜作 |
| | 奥脇 和一 |
| | 佐藤みどり |
| | 渡辺 孝夫 |
| | 渡辺 利彦 |

決算

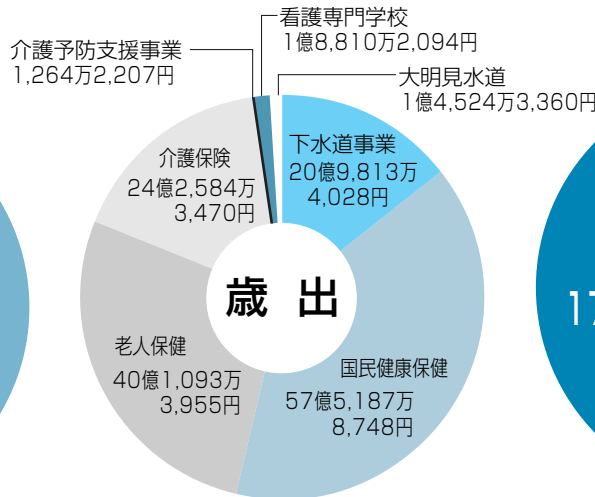
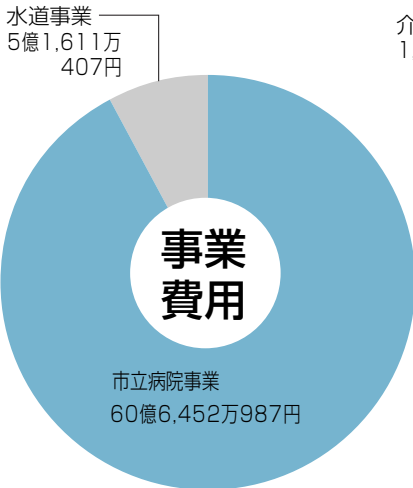
事業会計



特別会計



一般会計



上 程 案 件 一 覧 表

(報告)

- ・ 継続費精算報告書（平成十九年度富士吉田市一般会計予算）
- ・ 継続費精算報告書（平成十九年度富士吉田市大明見水道特別会計予算）
- ・ 健全化判断比率について ・ 資金不足比率について（下水道事業特別会計） 外三件

(認定)

- ・ 平成十九年度富士吉田市一般会計及び特別会計歳入歳出決算
- ・ 平成十九年度富士吉田市立病院事業会計決算
- ・ 平成十九年度富士吉田市水道事業会計決算

(補正予算)

- ・ 平成二十年度富士吉田市一般会計補正予算（第三号）
- ・ 平成二十年度富士吉田市国民健康保険特別会計補正予算（第一号）
- ・ 平成二十年度富士吉田市介護保険特別会計補正予算（第一号）
- ・ 平成二十年度富士吉田市水道事業会計補正予算（第一号）
- ・ 平成二十年度富士吉田市一般会計補正予算（第四号）

(条例の制定)

- ・ 地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例
- ・ 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律等の施行に伴う関係条例の整理に関する条例
- ・ 富士吉田市重度心身障害者医療費助成条例の一部改正
- ・ 富士吉田市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正

(選挙)

- ・ 富士吉田市外二ヶ村恩賜県有財産保護組合議員の補欠選挙

委員会の 審査から

決算特別委員会

平成十九年度一般会計

及び特別会計歳入歳出決算、市立病院事業会計決算、水道事業会計決算を審査するにあたって、次の十名の議員による決算特別委員会が設置され、審査が行なわれました。

委員長 渡辺 利彦
副委員長 渡辺 幸寿
委員 松野 貞雄
太田 利政
奥脇 和一
渡辺 孝夫
宮下 正男
秋山 晃一
勝俣 米治
横山 勇志

申しました。

◎一般会計決算認定

平成十九年度の一般会計決算は、予算現額二百四億二千七百八十七万二千円に対し、収入済額百九十三億七千二百三十三万五千七百九十九円、支出済額は百七十三億五千二百八十九万三千三百六十七円、歳入歳出差引残額は二十億千七百三十四万四千七百十二円となり、継続費通次繰越額及び繰越明許費繰越額十八億三千五百七十一万八千二百三十三円を差し引くと、実質収支額は一億八千六百六十二万三千四百七十九円となっており、前年度に比較して二億七千八百二十八万九千九百二十円の減となっております。

審査にあたっては、提出のあった予算の執行実績及び主要施策の成果報告書を参考として、予算が公正・適法かつ能率的、合理的に執行されているかどうか、その結果どのような行政効果を上げたか、また、その施策が住民福祉の向上に適合したものであったか、財政事情についてはどうか、かなどを重点に詳細に審

査しました。実質収支額のうち一億円は財政調整基金へ積立て、八千六百六十二万三千四百七十九円が翌年度へ繰り越されており、なお、審査の中で、市税等の滞納対策について

は、山梨県との協同体制での滞納整理や、市税等収納対策本部として、管理職による滞納整理の対応など、収納率の向上に繋がるよう、職員一人ひとりが強い意識を持ち、その対応にあたるべきであり、なお一層の努力が必要であるとの意見がありました。

また、保育所措置費負担金の不納欠損額、収入未済額の処理については適切な処理をするよう指摘がありました。

歳出については、各コミュニティセンター、青少年センター及び市民会館などの公的施設の管理運営については、本来の指定管理者制度のあり方を検討し、効率的な管理運営を目指し努力すべきとの意見がありました。

住基カードの利用状況については、システムの導入の費用対効果という面からしても、まだまだ利用率が低いので、普及率のアップに努力するよう意見がありました。

放課後児童対策事業については、小学校三年生までの児童を対象として実施しておりそれなりの

効果をあげているが、共働きの多い最近の家庭事情を考慮し、今後も更なる環境整備に努力してほしいとの要望がありました。

保険事業費については、生活習慣病検診など各種検診の受診率の向上を図る努力をするよう意見がありました。

農業委員会事務事業の農地耕作台帳の管理については、閲覧期間を設けるだけでなく、該当者には通知をし確認してもらうような方策をとるべきであるとの意見がありました。

リフレふじよしだ施設管理運営事業のうち、富士山アリーナの管理運営については早急に改善策を打出し、赤字解消に向けた対策をとるべきであるとの意見がありました。

「歩こつ富士山」事業については、事業の目的や効果をしっかりと検証する必要がある、また、富士山課だけでなく他の事業全体を把握するなかで、吉田口登山道の復興に向けた施策を市全体で総合的に進めていくべきであるとの意見がありました。

学校給食センター運営事業については、最近の材料費や燃料費の高騰する状況において、学校給食費の負担額が適正かどうか検証するよう意見がありました。

総括質疑のなかで、歳入については、市税等の増収に全職員が一丸となり取り組むべきであり、また、歳出については、指定管理者制度の効果、目的などの検証を行い、経費の削減に鋭意努め、来年度の予算、決算に反映できるように努力すべきとの意見がありました。

◎特別会計決算認定
下水道事業、国民健康保険、老人保健、介護保険、介護予防支援事業、看護専門学校、大明見水道の合計七特別会計決算審査は、関係法令に従い、能率的、合理的に予算が執行されているかどうかを主眼に審査が行なわれ、それぞれ認定すべきものと決しました。

なお審査のなかで、下水道事業特別会計については、下水道に加入しない理由、原因を把握して効果的な方策で水洗化率

委員会の 審査から

の向上に努めるよう意見がありました。

国民健康保険特別会計については、滞納者を減らすために、相談体制を充実し、市側から積極的に接触するような方法で対応し、納付ししやすい環境をつくるべきであるとの意見がありました。

討論において、国民健康保険特別会計について、一般会計からの繰入は法に定められたものの範囲にとどまり、十四億円の基金をとりくずすこともされていない。また、国保税を納めることが困難な世帯に対して減額・免除などの市独自の措置はなく、国や県の指導のままであるため、一般会計と特別会計のうち国民健康保険特別会計の歳入歳出決算認定に対し反対するとの討論がありました。討論の後、起立採決を行い、賛成多数で認定すべきものと決しました。

◎市立病院事業会計決算認定

審査にあたっては、予算執行の実績を示す決算報告書等の関係諸表を参考として、病院事業が地

方公営企業の関係法規に従い、経済的かつ合理的に執行されているかどうかを主眼として審査しました。

その結果、当年度の収益的収入及び支出では、事業収益五十六億九千六百三十六万八千五百六十九円、事業費用六十億八千四百五十二万九百八十七円で、消費税の影響を除くと四億四千七百七十九万四千七百七十九円の当年度純損失が計上され、前年度との対比では、収益が二・六％、一億五千三百九十九万七千四百十六円の減、費用で〇・〇五％、二百七十九万八千四百八円の減となっております。

また、資本的収入及び支出では、収入額一億八千七百五十三万九千四百九十円、支出額三億百五十五万八千七百七十三円で収支不足額一億二千三百六十一万三千三百八十三円は、過年度分損益勘定留保資金、消費税資本的収支調整額で補填しております。

診療報酬改定等の医療制度改革や医療提供体制等の改革による病院経営の悪化、新たな臨床研修

医制度による医師不足、慢性的な看護師不足など自治体病院を取り巻く環境は、年々厳しい状況となっております。

このような状況の中で、自治体病院としての使命を果たすべく救急医療や高度医療などの不採算部門も担う中で、地域中核病院としての使命と役割を果たしており、原案のとおり認定すべきものと決しました。

◎水道事業会計決算認定

審査にあたっては、事業業務が経済的かつ合理的に執行されているかどうかを主眼として審査しました。

その結果、当年度の収益的収入及び支出では、事業収益四億九千七百一十六万九千九百三十二円、事業費用五億千六百一十一万四千七百七十七円で、消費税の影響を除くと二千三百七十一万二千四百八十八円の当年度純損失となっております。

前年度に比べ収益が一・四％、六百八十五万三千九百七十七円の減、費用で一・八％、九百三十万二千七百三十二円の増となっております。

また、資本的収入及び支出では、収入額二億八千二百八十八万八千二百六十六円、支出額四億六千四百八十七万二千二百円で、収支不足額一億八千九百九十九万八千八百六十六円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額、過年度分損益勘定留保資金、当

年度分損益勘定留保資金で補填しております。飲料水の安定供給と有効率の向上を図るため、単独事業及び民生安定事業の補助金を受けて配給水施設の整備を積極的に行っており、原案のとおり認定すべきものと決しました。

総務経済委員会

◎審議案件

①一般社団法人及び一般財団法人に関する法律等の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について

②平成二十年度富士吉田市一般会計補正予算(第三号)

③平成二十年度富士吉田市一般会計補正予算(第四号)

◎審議結果

①一般社団法人及び一般財団法人に関する法律等の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定でありまして、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律等の施行によ

る公益法人制度の改革に伴い、関係する条例について、「公益法人等」を「公益的法人等」に改めるなど、所要の改正を行なうため制定するものであり、妥当と認められま

すので、原案のとおり可決すべきものと決しました。

②歳入歳出にそれぞれ二億千三百二十二万円を追加し、総額を百九十二億四千五百六十六万九千円とするものであります。歳入では、地方交付税九千万円前年度繰越金四千八百九十三万八千円、市債二千二百四十万円等を増額するものであります。

委員会の 審査から

歳出では、市税過誤還付にかかる諸費九千九百十四万円、(仮称)市民文化工リア整備費三千七百万円、賦課徴収金三千五百四十五万八千円、塵芥処理費三千六百六十二万二千円を増額するものであり、妥当と認められま

すので、原案のとおり可決すべきものと決しました。

③歳入歳出にそれぞれ六千三百二十三万二千円を追加し、総額を百九十三億八百四十万二千円とするものであります。

歳入では、不動産売却収入六千三百二十三万二千円を増額するものであります。

歳出では、補助道路整備事業費六千三百二十三万二千円を増額するものであり、妥当と認められますので、原案のとおり可決すべきものと決しました。

なお、審査の中で、補正予算のうち、ごみ有料化事業については、ごみ処理の運営費を市民に負担していただくという受益者負担の考えを基に、施設の有効的、効率的運営を図るべく指定管理者

制度の導入などを検討すべきであるとの意見がありました。

また、同時にごみ減量化に向け、オプティクのほか各公共施設などに回収する場所を設置してほしいとの要望がありました。

文教厚生委員会

①富士吉田市重度心身障害者医療費助成条例の一部改正について

②富士吉田市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正について

③平成二十年度富士吉田市国民健康保険特別会計補正予算(第一号)

④平成二十年度富士吉田市介護保険特別会計補正予算(第一号)

◎審議結果

①富士吉田市重度心身障害者医療費助成条例の一部改正でありまして、健康保険法等の一部を改正する法律の施行に伴い、これまでの老人保健法が新たに高齢者の医療の確

した。

新倉南線の代替地について、境界未確定の土地については、行政として適切に調整を図るなかで、事業を推進するよう努力してほしいとの要望がありました。

③歳入歳出にそれぞれ四千三百七十一万二千円を追加し、総額を五十五億七百六十二万円とするものであります。

歳入では、基金繰入金三千八百六十九万七千円、療養給付費等交付金五百一十五万五千円を増額するものであります。

歳出では、国保療養給付費負担金等償還金三千八百六十九万七千円、退職被保険者等療養費五百一十五万五千円を増額するものであり、妥当と認められますので、原案のとおり可決すべきものと決しました。

④歳入歳出にそれぞれ四千四百六十六万二千円を追加し、総額を二十四億八千三百五十六万六千円とするものであります。

歳入では、前年度繰越金千四百六十六万二千円を増額するものであります。

歳出では、介護給付費準備基金積立金千七百四十四万四千円、介護保険償還金三百九十三万八千円を増額するものであり、妥当と認められますので、原案のとおり可決すべき

ものと決しました。

なお、審査のなかで、富士吉田市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正について、発泡スチロールの処理費等について事業所の負担が大きいのと思われるので、今後、検討してほしいとの要望がありました。

また、ごみ袋の取扱いについては、自治会にもお願いし高齢者等に対し、購入しやすい環境を整備してほしいとの要望がありました。



委員会の 審査から

建設水道委員会

◎審議案件

①平成二十年度富士吉田
市水道事業会計補正予算
(第一号)

◎審議結果

①資本的収入及び支出に
つきまして、収入を二千
九百万円増額し、総額を
二億九千八百二十六万三
千円とし、支出を二千八
百九十九万七千円増額し、
総額を五億九百五十六万六
千円とするものでありま
す。

資本的収入のなかでは、
企業債二千九百万円を増
額し、資本的支出のなか
では、建設改良費二千八

百九十九万七千円を増額
するものであり、妥当と
認められますので、原案
のとおり可決すべきもの
と決しました。

なお、審査のなかで、
一般会計から企業会計に
多額の繰出しがなされて
いるが、一般会計の財政
状況を認識し、水道料金
の値上げなどあまり住民
に負担がかからぬ方向で、
効率的で安全な水の供給
ができるよう、健全な事
業運営を目指し、来年度
の予算編成に反映する努
力をしてほしいとの要望
がありました。

人事案件

◎富士吉田市外二ヶ村
恩賜県有財産保護組合議員
(補欠選挙)

宮下 豊氏
(明見区域)

第5回臨時会

平成二十年第五回臨時会は平
成二十年八月十八日(会期一日
間)に開催されました。

議案第六十五号

「財産の処分について」

産業の振興及び雇用機会の拡
大を図るため、本市が学校法人
明治大学から取得した土地等を
株式会社牧野フライス製作所へ
十七億八千万円で売却するもの
であり、原案のとおり可決され
ました。

9月市政 一般質問

九月十日本会議において、次の議員により一般質問が行われました。要旨は次のとおりです。
なお、全文については、次期定例会（十二月）より、市立図書館において閲覧できます。
(質問順)

及川 三郎 議員
秋山 晃一 議員



及川三郎議員

①世界文化遺産について

【一回目の質問】

今年の富士山で特に山梨県側の登山客が増加したと言われている。

八月十八日には、二十一年ぶりに二十万人を突破したという賑わいであった。そして八月三十一日現在で、約二十四万七千人という過去に例のない大勢の方が山梨県側、特に吉田口から富士登山をしたこととなり、まだまだ記録が伸びそうな勢いである。

登山客が増えたという理由はいくつもあり、その中で登山ブームの高ま

りはもちろんだが、山小屋関係者が一体となって誠意ある取り組みで快適な登山ができるようにしたことや富士山が世界文化遺産登録に向けているということ、関心度が広がり、一度登ってみようという方が増えたことなどが理由と考えられる。

私は、今年三月の予算特別委員会の質疑で、富士山世界文化遺産登録について近隣の市町村と比較して作業が遅れてはいないかと質問したことがあり、その時の答弁では一月に県への補助金要請

などをしているところでもあり、今後、積極的に事業していくとの答弁であった。それから約六ヶ月経過しているが、未だその世界遺産に向けての進捗よく状況が見えてきていない。

市民の皆さんも、富士山は世界文化遺産登録に向けているのだな、という認識は十分持っていただいたいと思うている。しかしその中で、世界遺産登録についての住民に対する説明がない

とか、登録に向けて市内どの地区にどんな新たな規制がかかってくるのかとか、富士山の世界文化遺産登録に向けて市民の賛否の意見を聞いているのでは、というきびしい意見も聞かされてくる。

今年七月初めに、岩手県「平泉の世界文化遺産」登録が延期と決定した。私も平泉はよく知っているが日本で世界遺産登録が延期となったのは初めてということで、地元関係者はもちろん、国・県の関係者はたいへんショックを受けたようである。

堀内市長は、その報道後にある新聞記事におい

て、「同じ遺産登録を目指す自治体として残念」さらに「世界遺産委員会の審査が厳しくなっているようだ」と多少危機感を感じさせるような思いを拝見した。そして最後に「既存のスケジュールに沿って活動を継続する」という考えを示した。

その後、九月三日のある新聞に富士山世界文化遺産について、堀内市長の定例記者会見が掲載されていた。

その中で、世界遺産登録に向けて今後、住民説明会の実施や構成資産には「北口本宮富士浅間神社」や「吉田胎内」そして「御師の家」などを候補に掲げていた。その構成資産が上吉田地区に集中していることなどを考えると、世界遺産登録に向けて、上吉田に住むひとりとして新たな規制が懸念され、非常に不安な心境になる。

市町村が取りまとめた国に提出する「推薦書」には地域の意見を聞きながらいろいろな調査・検討を行うことと聞いている。

この沢山の課題がある

中で、今の状況から果たして、二〇一一年の正式登録に間に合うのかどうか心配である。

富士山の世界文化遺産登録に関して、堀内市長の考えている「既存のスケジュール」を詳しく示していただきたいと思います。特に今後において、世界文化遺産登録に向けて、市民や地元住民に対する説明会等の計画について答弁をお願いしたい。

【二回目の市長答弁】

富士山世界文化遺産登録事業については、平成十七年十一月二十二日に山梨県と富士北麓市町村による「富士山世界文化遺産登録山梨県推進協議会」が発足し、平成十八年には、主に世界文化遺産としての富士山の価値についての調査・研究がなされている。

平成十九年にはこの調査・研究結果を踏まえ、ユネスコに富士山を登録するための暫定リストを提出するとともに、同年十一月八日には市町村の構成資産の決定と平成二十三年度登録へ向けてのスケジュールが確認され

ている。

このスケジュールでは、平成二十年度において、各々の市町村にある構成資産、本市にあつては、吉田胎内、北口本宮富士浅間神社、小佐野家住宅及び旧外川家住宅の四件であるが、これらの構成資産について、それぞれの市町村の責任によって保存管理計画を策定することとなつており、平成二十一年度には、ユネスコに対し、日本政府として富士山の世界文化遺産登録に関する推薦書を提出することとなっている。

これを受け、平成二十二年中に、ユネスコ内にある国際記念物課、通称イコモスの現地調査を受け、平成二十三年度には、ユネスコの世界遺産委員会において世界遺産の登録を受ける予定となっている。

次に、住民説明会等については、構成資産を守る意味での緩衝地帯、いわゆるバッファゾーンを設定することが条件となっている。このバッファゾーンについては県は、自然公園法に基づく規制によることとしていたが、

小佐野家住宅及び旧外川家住宅については、自然公園法の規制対象区域から外れているため、現段階では、本市における独自の条例を制定し、バッファゾーンを設定する必要性が生じてきている。そこで、今後においては、当該構成資産の地域での住民説明会を開催し、市民の皆様からの御理解をいただくとともに、保存管理計画策定委員会を立ち上げ、来年三月末には、保存管理計画の完成を目指す考えである。

二回目の質問

構成資産四ヶ所のうち、吉田胎内は国指定の天然記念物、御師の家小佐野家住宅は国指定の重要文化財であるが、旧外川家は県指定の文化財になつたばかりで、現在構成資産に指定できないと理解しているが、構成資産という認識でよいのか。

また、富士浅間神社北口本宮の国指定の重要文化財は本殿と西宮本殿と東宮本殿の三つの建造物であり、富士浅間神社北口本宮として構成資産となると、もし修復しなけ

ればならない場合に敷地内の建造物すべてが構成資産として、国の補助金対象となる建造物であるという認識でよいのか。次に、構成資産を保全するための緩衝地帯、バッファゾーンについてお聞きしたい。

国道一三八号線、通称横町バイパスから南側の富士山寄りに北口本宮富士浅間神社と吉田胎内の構成資産があり、自然公園法に基づく地域であるが、つい最近、株式会社牧野フライス製作所の企業が進出を決定しており、今後も企業誘致などの対象となりうる地区であるが、その地域内での構成資産を保全するためのバッファゾーンを設定することによる弊害等があるのなかの心配である。その企業誘致を進めていく区域内に対する規制などをお聞きしたい。

さらに、小佐野家住宅と旧外川家住宅も同様にその構成資産を守る意味でのバッファゾーンの設定範囲が心配であるが、どの範囲をバッファゾーンとして設定するのか、既存の建築基準法や都市

計画法との関連、さらに国道一三八号線の四車線化計画などに対する影響なども懸念されるがいかがなものか。バッファゾーンが決定するとその範囲に住んでいる市民にとって、とても不安でどんな新たな規制になるのかを含めてお聞きする。

御師の家を中心的に、バッファゾーンの設定については、歴史的に富士講で栄えた上吉田の御師の家・宿場町を、今後どういう形で保全していくのか、全体像として堀内市長の考えをお聞かせ願う。

そして、今後、住民説明会を開催していくとのことであるが、どの地区を対象にどういう規模でいつごろ開催していくのか、その計画を明確にしたい。

二回目の市長答弁

世界文化遺産としてユネスコに推薦しようとしている富士山については、富士山の山体のほか、富士山の火山活動により生み出された資産と、人と人の関わりが生み出した資産との大きく二つ

に分類された構成資産をもって、富士山の世界遺産たる価値の証明としている。

この基準に基づき、本市にある構成資産については、先ほど答弁した四件となっている。

文化庁は、世界遺産登録のための構成資産の基準については、文化財保護法に基づく国指定の史跡、名勝、天然記念物及び重要文化財並びに指定予定の文化財と位置付けている。

そこで、及川議員御発言の旧外川家住宅については、現在、県指定文化財であるが、国も暫定リストへの記載を承諾していることに加えて、現在本市や県などが一丸となって全力で国指定の文化財を目指している状況などから、構成資産として問題はないものと認識している。

次に、北口本宮富士浅間神社の構成資産と補助金交付対象については、あくまでも、補助金交付対象は、国の指定文化財の建物のみである。現在、北口本宮富士浅間神社の国の指定文化財

9月市政 一般質問

については、本殿、東宮本殿及び西宮本殿であるが、この度の世界遺産登録に際し、拝殿及び幣殿が国の文化財として指定される予定になっていることから、拝殿及び幣殿についても、文化財指定後には、補助対象となる。

次に、世界遺産の登録と企業誘致などに伴う土地利用の考え方については、この一帯は、山梨県の中核工業団地をはじめとして本市の誘致企業が進出している地域となっているが、世界遺産の登録となると、この地域はバッファゾーンとなり、保全のための規制が設けられることが予想されているところである。そこで、世界遺産登録後におけるこの区域の土地利用のあり方について、文化庁に確認したところ、これまでと同様の企業誘致に伴う土地利用でよいとの回答を得ているところである。

次に、構成資産としての小佐野家住宅及び旧外川家住宅を保全していくためのバッファゾーンの範囲と規制については、まず、バッファゾーンの範囲については、単に構成資産の保全という見地から、小佐野家住宅及び旧外川家住宅の周辺が考えられるが、文化庁では、富士山を文化遺産として登録する根底に「信仰の山」を掲げており、その最も顕著な例として富士信仰集団である「富士講」の歴史は、欠くことのできない事例と考えている。

そこで、小佐野家住宅及び旧外川家住宅は、富士講講中を宿泊させ、信仰上の指導を行った御師の代表的な遺構が保存されていることから、今般の富士山の世界文化遺産登録に際し、静岡、山梨両県の構成資産中、唯一、一般住宅という中から世界遺産の暫定リストに登載されたところである。

しかしながら、富士講最盛期にはこの金鳥居から富士山側の上吉田宿には八十六軒の御師宿坊が集住していたことなど、「信仰の山」そして「富士講」ということを考えた場合、このエリアそのものに歴史的意義があるものとされている。そこで、バッファゾーンの範囲については、現在もその屋敷割りや御師の遺構及び火祭りなどに見られる文化的行事が行われる金鳥居から横町バイパスまでの国道一三七号及び東西、市道上吉田東裏通り線、同二号线及び市道上吉田西裏通り線で囲まれた約三十三ヘクタールのエリアをバッファゾーンとして考えているところである。

次に、文化庁では、現在、このエリアから富士山が眺められることの特徴を踏まえ、今の形の市街地の形態や家並を保全していくことに、世界遺産としての意義があるとされている。

そこで、規制の内容については、まず、建物等の形態、色彩、意匠等一般的な基準については、建築基準法、山梨県景観条例、山梨県屋外広告物条例など、これまでどおりの規制内容となる。また、国道一三八号の四車線化計画についても何ら問題ないものと考えている。しかしながら、建物等の高さについては、このエリアから富士山が見られることや町並みの景観を保全するという観点から、現在のところ、上吉田本町通りに面している区域は十三メートル以下、これ以外の区域については十八メートル以下を基本に考えている。

次に、バッファゾーンとなるこのエリアの保全体制の考え方については、文化庁では、歴史的な経緯や遺構の状況とともに、金鳥居から富士山が眺められる今の町並みの現状を確保してほしいとの要請である。そこで、建物等の形態、色彩、意匠等については、これまでどおりとし、建物の高さについて、今後、条例で明記させていただく予定である。

したがって、保全の体制については、現在の状況を保っていくことを主眼としているが、今後予定されている住民説明会等市民の皆様御意見・御要望も踏まえる中で、検討を進めて参りたいと考えている。

次に、住民説明会の日程については、この九月定例市議会の後、先ず、バッファゾーンとなる上吉田地区での全体説明会を最初に開催し、その後、順次、上宿、中宿、下宿の個々の自治会に対する説明会を実施し、地域住民の皆様御理解を賜る所存である。

三回目の質問

答弁の中に、文化庁では金鳥居から富士山が眺められる今の町並みの現状を確保してほしいとの要請があったことは、たいへん心強いことと思う。金鳥居を含んで望む富士山のロケーションはすばらしく、プロ・アマチュア問わずカメラマンの的となっている場所でもある。

しかし、県の事業で行っていたいた本町通りの街路灯も、支柱の緑色に変色し、ちよっと寂しく残念な町並みに見えてきている。

また、金鳥居の大きな注連縄交換も、最近は定期的に行われていないような話も聞き及んでいる。富士吉田駅から歩いて富士登山というスタイルも見直され、登山客も徐々に増えていると言われているが、まともな案内看板がないため浅間神社に

立ち寄れないとか、また吉田口登山道に入るのにたいへんな時間を要したとの話もお聞きしている。

富士山世界文化遺産正式登録に向けて進んで行くことというこの時期に、こつという地元の意見や登山客の意見も大事だろうと思うが、どうお考えなのか答弁をお願いしたい。

バッファゾーン設定は本市独自の条例を制定すると答弁があったが、条例案など議会側に対する説明はいつ頃予定しているのか答弁願う。

【三回目の市長答弁】

富士山の世界文化遺産登録に際し、新たに上吉田本町通り沿線がバッファゾーンとして検討されている中で、このエリア内にある街路灯、金鳥居の注連縄の交換、さらには案内看板の整備等については、世界文化遺産登録に関わらず、これまで、市街地の整備や観光事業の一環として取組んできたところである。

まず、街路灯支柱の变色については、設置主体である山梨県に対して現状を十分に説明し、早急

に街路灯支柱の塗装が行われるよう強く要請して参る。

次に、注連縄の交換については、これまで、概ね、7年に1度の交換がなされてきたところであるが、確実な交換のサイクルは決まっていない。昨年の北口本宮富士浅間神社総代会と注連縄の交換を行う富士吉田観光振興サービスとの協議において、旧来のものと比べ材質が改善されていることや、現在の注連縄の状態などを踏まえ、当面の交換を見合わせる事となったので、御理解を賜りたい。

次に、案内看板については、現在、本市では観光策の一環として、先人たちが残してきた本市のまちを歩いて楽しむことのできる仕組みづくりを推進しており、これまで、「ふもとから五合目までの吉田口登山道」、「御師宿坊の町並み」、「下吉田地区・月江寺界隈」の三つのエリアでガイドツアーや休憩所の開設などの取組みを市民ボランティアの御協力をいただきながら実施している。

また、訪れた方々が安心してまちを歩くことができるよう、本年4月には富士吉田駅前にある市観光案内所を情報拠点としてリニューアルオープンしたところである。

さらに、まち歩きのパンプレットを作成するなど、工夫を凝らした様々な取組みを進めている。今後においては、市民や観光客及び登山者等の御

②富士山ナンバーについて

【二回目の質問】

本年十一月四日から、富士五湖地域と道志村を含む一市二町四村の自動車ナンバープレートが「富士山ナンバー」となることが決定している。

この制度は平成十八年十月以降、「ご当地ナンバー」として地域振興や観光振興等の観点からその地域名を表示できるととされたものである。

山梨県全体の車両保有台数、約四十四万五千台ある中で富士山ナンバーが取り付けられる七市町村の保有台数は約五万三千台で山梨県内の約12%、静岡県側は御殿場市

意見も賜る中で、国内外の観光客が安心して快適にまち巡りができる案内看板の整備等について、山梨県などと連携を図りながら、実施して参りたい。

次に、条例案などの議会への説明については、バッファゾーンの範囲の図面とともに、条例案を本議会中に御説明させていただく。

をはじめ四市三町で、約二百八十一万台中約二十八万三千台で静岡県内の約10%で、すべて富士山ナンバーとなると約三十三万台以上が日本中を走ることとなる。

十一月四日以降に新車購入する場合は富士山ナンバーとして登録されるわけであるが、現在保有している車両ナンバー「山梨」から「富士山」に切り替えたい方々は、当然手続きが必要となってくるわけである。

富士山ナンバープレート交換費用は、番号指定なしで普通車、軽自動車ともに約千五百円かかる

といわれているが、それも各自が車両を笛吹市にある山梨運輸支局に持ち込んでということとなる。その手続きや番号指定をディーラー等に依頼する場合は、さらに費用がかかる。山梨県側七市町村の車両保有台数約五万三千台中、富士吉田市の保有台数は約二万五千台といわれている。

そこで、その富士山ナンバープレート交換を笛吹市まで行かず、富士吉田市内で手続きすることはないものか。なかなか忙しくて笛吹市の山梨運輸支局まで行けない方、お年寄りや女性ドライバーで富士吉田市近隣しか走れない方々のために、富士吉田市が七市町村のリーダーとして、山梨運輸支局が期間限定等条件付でもよいと思うが、富士吉田市まで出張してくれる働きかけはできないものか。そんな働きかけが、これまでであったのか、もしくはこれからやっていただけなのかどうかという点で、市当局の考え方をお聞きしたい。

9月市政 一般質問

【一回目の市長答弁】

富士山ナンバーについては、山梨県側は富士吉田市、富士河口湖町、西桂町、忍野村、山中湖村、鳴沢村及び道志村、静岡県側は富士宮市外三市三町の富士山を取巻くそれぞれ七つの地方公共団体を対象に、来る十一月四日から導入が開始される。

この富士山ナンバーの導入に際しては、これまで山梨・静岡両県の構成市町村が富士山ナンバー創設促進協議会を設立し、両県の支援・協力を得る中で構造改革特区としての要望という形で国土交通省に対し粘り強く働きかけてきた。このような促進協議会を構成する地方公共団体及び関係機関の不断の努力と対象地域に住む六十五万人の祈りが実を結び、本年三月に正式に「当地ナンバー」としてその導入が国から認められたものである。

二県にまたがり、かつ、地域名ではなく霊峰の名称を冠する当地ナンバーは全国でも初めての試みであり、この富士山ナンバーの導入により郷土愛や住民の連帯意識が高

まることはもとより、地域振興、観光振興など様々な効果が期待される。また、「富士山」のナンバープレートを得ることで、富士山の名に恥じない運転マナーの向上も図られ、地域外においては、「富士山」ナンバーを付けた車一台一台が観光宣伝効果をも有することから、富士山麓における交流人口の増大にもつながるなど私自身大きな期待を寄せているところでもある。

質問の富士山ナンバープレートの出張封印サービスについては、富士五湖広域行政事務組合が山梨県側の交付対象市町村の意向を取りまとめる中で、すでに山梨運輸支局に対し出張封印サービスの働きかけを行い、同支局から了承を得ているところである。

住民を対象とする具体的な出張封印サービスの日程は、十一月五日に富士吉田市・西桂町の六十台分について道の駅で実施し、六日は富士河口湖町・鳴沢村の六十台分を勝山ふれあいセンター駐車場で、七日は忍野村・

山中湖村・道志村の六十台分を山中湖村役場駐車場を実施する予定となっている。

【二回目の質問】

一回目の答弁の中で、ナンバープレート交換について、富士五湖広域行政事務組合が山梨運輸支局に交渉していただいていることは理解した。

ただそれが、十一月五日から三日間、それぞれ対象となる七市町村が指定された場所で、出張封印サービスで山梨ナンバーから富士山ナンバーに切り替えられるというこのようであるが、富士吉田市を例にあげると、西桂町と併せて六十台の枠ということであるが、十一月五日のみで六十台は少ないのではないか。

静岡県側の出張封印サービス状況と、山梨運輸支局の出張封印サービスとの違いについてお聞きしたい。

ナンバープレートに封印がつかず車両に対する出張サービスが、富士吉田市と西桂町で六十台ということであるが、富士吉田市には何台の割り当て

で、対象となる車両は、どのような車種なのかお聞きする。

また、富士山ナンバープレートに関する手続き等について、今後市民の皆さんにどのような形で周知していくのかをお聞きしたい。

富士山ナンバーの出張封印サービスは六十台という限られた車両台数なので、身体が不自由な方々が所有している車両を優先していただきたいことをお願いして一般質問を終わる。

【二回目の市長答弁】

静岡県・山梨県側の出張封印サービスの違いについて、山梨県側については、富士山ナンバーの交付対象である七つの市町村を三つのエリアに分けた上で、エリアごとに一日六十台、合計三日間にわたり出張封印サービスを行う予定となっている。

これに対し静岡県側は、山梨県側に比較し交付対象エリアが広いことや、対象地域の保有車台数が山梨県側の五倍以上であること、さらには、両県

運輸支局の職員体制等の規模の違いなどの理由から、静岡県側の交付対象である七つの市や町ごとに一日二百五十台、合計七日間にわたり出張封印サービスを行う予定となっている。

次に、本市と西桂町の割当及び対象車両について、富士五湖広域行政事務組合では、富士山ナンバーの出張封印サービスを利用する方が多数いると予測していることから、その対象者を応募・抽選方式により決定することとしており、仮に当該サービスを希望する方が六十人を超えた場合は、会場ごとの市町村の保有車台数の按分により割り当てることとしている。また、今回、山梨運輸支局が出張封印サービスで対象とする車両については、普通乗用車である。

次に、ナンバープレートの交換手続等に係る周知については、本市の場合、すでに6月広報紙において交付の開始、料金等についてお知らせしている。

今後においても、本市及び富士五湖広域行政事

務組合の広報紙やホームページなどにおいて出張封印サービスに係るお知らせも含め、ナンバークレートの交換手続等に関する情報を市民の皆様へ提供して参る。

富士山ナンバーについては、山梨静岡両県・富士山麓地域の発展に様々な効果をもたらすものと大きな期待を寄せているところであるので、富士山ナンバーを装着した車の姿を数多く目にするこ

とができるよう、あらゆる機会をとらえ、アピールして参る。

さらに、市町村が交付する125cc以下の二輪車等についても、山梨・静岡両県の関係市町村で連携し自動車と歩調を合わせる中で、富士山の姿を形どったナンバークレートを導入することになっているので、同様の周知を図り、所期の目的を達成するべく力を注いで参る。



秋山晃一議員

①雇用促進住宅の廃止について

【一回目の質問】

平成十三年十二月十九日に閣議決定された「特殊法人等整理合理化計画」により雇用促進住宅はできるだけ早期に廃止することとされた。

さらに、昨年六月の閣議決定「規制改革推進のための三カ年計画」及び十二月の閣議決定「独立行政法人整理合理化計

十九ヶ所がその中に含まれていることが明らかになってきた。

また、甲府市にある独立行政法人「雇用・能力開発機構山梨センター」の担当者は、わが党の聞き取りに対して「廃止予定の十九ヶ所の住宅だけでなく、県内三十四ヶ所すべてについて自治体に譲渡をお願いしています」と述べ、十九ヶ所の廃止を既定のものとして、さらに県内のすべての雇用促進住宅についても譲渡の予定であることを明らかにしている。

市内にある雇用促進住宅はその廃止が決定された十九ヶ所の中に入っている。現在、その雇用促進住宅には五十二世帯が入居されていると聞いたが、政府のこの一方的なやり方で、自らの都合とは関係なく転居を迫られることになるわけである。

厚生労働省は、廃止が予定されているすべての雇用促進住宅で説明会を開くと言っているが、それは住民の意見を聞いて対処するという性格のものではなく、説明会を終えた時点で契約更新拒絶

通知を送送するというものである。

私は「すべて国民は健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する」とする憲法二十五条の立場に立ち、市長が全力をあげて入居者の生活を保障するように求めるものである。

住み慣れた住居からの転居という多大な苦痛を与えられることが予想されるにもかかわらず、入居者にとっては寝耳に水のこのやり方と、入居者の理解を得ない一方的な住宅廃止決定という行い方、入居者の生存権にもかかわるこの問題に対して、住民生活を守る責任がある市長の見解を伺いたい。

この問題を厚生労働省および雇用・能力開発機構と住民との間の問題とせずに、雇用促進住宅事業の早期廃止計画の撤回や「入居説明会」の開催と連動した再契約拒絶通知の中止、住民の理解と納得の上での転居などを求めて、市長会等によって政府に働きかけてはいかかかと考えるが市長の考えはいかがなものか。

次に、入居者の不安を解消すべく、市として親身に相談にのり、とくに市営住宅への転居を希望する人に対しては入居を優先的に取り扱うべきではないかと考えるがいかがなものか、以上答弁を求めらる。

【一回目の市長答弁】

厚生労働省所管の独立行政法人雇用・能力開発機構が設置している雇用促進住宅は、本来、公共職業安定所の紹介等による就職や、配置転換、出向等による転勤で、すでにお住まいの住居から通勤圏外となるため住宅の移転を余儀なくされる方々などに対して、住宅を確保し雇用の安定を図ることを目的として設置され、公共職業安定所の所長が認める方々が利用できる住宅である。

しかし、雇用促進住宅については、その実態が目的と関係ない単なる賃貸住宅になっていることや「官から民へ」という特殊法人改革の中で、政府は、住宅の管理からの撤退や地方自治体及び民間への売却等の方針を閣

9月市政 一般質問

議決定したところである。雇用促進住宅においては、雇用の安定を図るための国策として設立した経緯等があることから、これらのことを踏まえ、政府の方針に沿った対応が必要であると考えている。

次に、市営住宅への入居希望者については、雇用促進住宅に入居している方に限らず、公営住宅関係法令に定められた入居要件を満たす必要がある。これらの要件を満たすことにより、雇用促進住宅に入居している方も他の市営住宅入居希望者と同様に入居できることになる。

したがって、これまでと同様に、全ての市民の皆様が安心して暮らせる富士吉田の実現を目指して、雇用促進住宅の入居者からの相談に対しましても親身に対応して参りたい。

① 一回目の質問

雇用促進住宅は雇用政策だけでなく、国の「住宅政策五カ年計画」にも位置付けられ、公営・公団住宅とともに国の公的

住宅政策のひとつの柱であった。決してその役割を終えたといえるわけではない。

「特殊法人改革」は、国の都合で始まったものであり、入居者には何の関わりも責任もない。そのうえ、現行借地借家法に定める、地主が立ち退き請求できる「建物の使用を必要とする事情」という正当な理由にも当たらないものである。厚生労働省および機構側は、当初は入居者説明会が終了したところから順次契約更新拒絶通知書を送付する。としていたが、住民などの声を受けて、一回目の質問で申し上げた、「すべての雇用促進住宅で説明会を開いた後」に発送すると方針が変わってきている。

市長の今の答弁にある「政府の方針に沿った対応」とはどのような内容なのか、また、「市民が安心して暮らせる富士吉田を目指して」というのなら、入居者からの相談を待つのではなく、入居者に対してアンケート調査などで声を聞き、状況の把握につとめ、市とし

ての対応を検討してはいかなるものか。

② 二回目の市長答弁

「政府の方針」の内容について、昨年十二月二十四日に閣議決定された「独立行政法人整理合理化計画」で、平成二十三年度までの廃止予定住宅数について、「全住宅数の二分の一程度に前倒しして廃止を決定するとともに、売却を加速化するための具体的方策を速やかに講ずる」との方針が打ち出されている。

現在、この方針に沿って、独立行政法人雇用・能力開発機構が地方公共団体等への譲渡を図っており、平成二十年度末までに譲渡希望の回答がない場合や民間においても売却が不調の場合は、閣議決定に基づき、当該雇用促進住宅を廃止するというものである。

こうしたことから、本市では、雇用促進住宅の取得等について検討を重ねた結果、築後四十年ほど経過し、老朽化が激しいこと、また、バリアフ

リー等の設備がされていないなど、今後の維持管理に相当の費用負担が必要となり、さらには、市民の入居希望状況などの総合的な判断により、譲渡を受けない方針を固めたところである。

次に、入居者の状況把握等については、雇用促進住宅の入居者への対応は、国の事業を引き継いだ雇用・能力開発機構が、その責任において行うべ

② 市内経済の活性化について

① 一回目の質問

八月七日に公表された政府の月例経済報告では四年八ヶ月ぶりに政府の景気判断から「回復」という言葉が消え、二〇〇二年一月から続いた「景気回復」が終わったことを事実上認めた。さらに

現在続く、燃料費の高騰や小麦をはじめとする食料費の値上げ、今後予想される電力料金の値上げなど市民は財布の紐を固く締め、じつと我慢するしかないという状況である。

その結果、景気の動向の半分以上を占める家庭

きであると認識しており、また、そうした必要な対応については、現在、雇用・能力開発機構が積極的にを行っている。

こうした中で、雇用促進住宅入居者の市営住宅への受け入れについては、雇用・能力開発機構山梨センターからすでに打診があり、他の入居希望者と同様に受け入れることが可能であることを回答したところである。

からの消費は低く抑えられ、商店の売上げの減少など、市内の経済も活気がなくなる。

こうした閉塞状況に対して、市が少しでも家計を潤し、市民の消費の引き金となるような施策を行い、市内の経済の活性化を引き起こしていくようなことが必要だと考える。この点で市長の考えはいかがか。

しかしながら、今の市の財政状況で多額の予算を必要とするものはすぐに取り組むというわけにはいかないのです、少ない予算ですぐにできること

として、住宅改修への補助制度の拡大を提案するものである。

住宅改修工事への補助については、すでに市には耐震改修工事に対する補助制度があるが、補助を受けるにあたっては耐震検査を受けることや耐震補強計画の策定などの要件があり、多くの市民が受けやすい住宅改修の補助とはなり難いと考え

る。そこで、助成対象を耐震改修工事に加えて、住宅の耐久性を向上させる改修、高齢者の生活に合わせるための改修、二世帯住宅への改修、より少ない暖房エネルギーで快適に過ごすための改修、など幅広い改修工事に補助を出すようにしてはいかがか。かかる費用の一部を補助することにより、すでにこの取り組みを行っている他の自治体の例では、わずかな補助でもこれが呼び水となって市内での改修工事が多く行われるようになり、経済の活性化につながっているとされている。

さらに、この補助制度を活用して市内で多くの住宅改修が行われるようになれば、市民がいつまでも安心して快適に暮らすための住環境の整備を促進し、積雪寒冷地であるわが市では住宅における寒さ対策が重要なので、断熱・気密改修などにより、住宅がこれまでより暖かくなると冬の暖房使用料が減り、化石燃料などの使用料が減少するため、二酸化炭素の排出量が抑制され、環境に対する負荷が軽減といった地球温暖化防止への効果も期待できる。

住宅改修への補助制度の拡大についての市長の考えはいかがなものか答弁を求める。

【一回目の市長答弁】

景気回復などの経済活性化については、このほど国が提唱した緊急経済対策など、国策として取り組むべき課題であると考えている。

一方において、秋山議員御発言のとおり、燃料費の高騰や小麦をはじめとする食料品はもとより、多数の事業者が取り扱う鉄鋼等の原材料費に至るまで、多くの物価が上昇

しており、住民生活にも少なからず影響が出てきている現況は私も十分認識している。

こうした中で、私は、市長就任時より地域経済の活性化を促進する産業振興施策を最重要課題の一つと位置付け、限られた予算の中で実現可能な施策を積極的に実施して参った。

特に、市内の商工業者への支援については、従来までの商工業諸団体への運営費中心の支援施策を改善し、より地域経済の活性化に繋がる市民ニーズに沿った事業を実践していく「富士吉田市商工業活性化支援制度」を創設し、商工会議所、市内各商工業者等と互いに連携を図り、知恵を絞った施策を展開している。

また、より市民の皆様が利用しやすい融資施策として、山梨県、商工会議所、各金融機関等と連携する中で、既存融資制度の見直し、新たな融資制度の創設などを進めて参った。

さらに、積極的な企業誘致施策は、市民雇用の創出、法人市民税、固定資産税等の税収増、企業立地に伴う市内業者への下請け受注増等、経済的波及効果が多く見込めることから、本年四月から企業誘致推進室を開設し、現在数社に対し、誘致に向けた対応を行っている。今後においても、時勢をしっかりと掌握し、関係機関等と連携を図りながら、市民ニーズにあつた本市の経済活性化に向けた施策の推進を図って参りたい。

次に、住宅改修への補助制度については、私は原則として、個人資産に公費を投入する方法をとることは極めて難しいものがあると考えている。

住宅の耐震化に対する補助事業については、現在、本市において、市民の生命と財産を守り、災害時の避難路及び救出路の確保という防災対策を講じる公共公益性の観点から、限定的に実施しているものである。

したがって、これらを除く各種住宅改修工事への支援については、個人資産に公費を補助するという直接的な方法ではなく、各種減税制度を活用

することにより、その促進を図って参りたい。

【二回目の質問】

私は、市民が財布の紐を固く締め、その結果、市内の経済も活気がなくなるので、市民の消費行動の引き金となるような施策について市長の考えをお聞きしたが、一般的な経済活性化について述べられたと聞き取れるような答弁であった。その中に私の質問に沿ったものがあるようなら、その内容をさらに詳しく答弁願う。また、現在そうした考えはないというのであればそのことを答弁願う。

次に、私は市民の消費行動の引き金となるような施策の一つとして、今回住宅改修への補助制度の拡大を提案した。

この背景には、これだけ現在において負担増や諸物価の高騰、また、将来への生活不安がある中では住宅の新築はもとより改築、改修も行おうとすることにもなりにくい。その結果、建設産業は活気が低下していると考えられている。冬に行った灯

9月市政 一般質問

油代の補助は、補助した金額だけ市内に消費されたが、この住宅改修への補助は補助した金額の何倍もの消費を起すこととなる。

さらに私は、経済の面だけでなく、市民がいつでも安心して暮らしていける住環境の整備など、いくつかの効果述べたが、この点からも公費を投入する意義はあると考える。

隣の富士河口湖町では緑豊かな町作りを推進するためとして、生垣作りに補助金を出している。また、定住環境の改善や人口増加のためという理由で、新築住宅の建築や購入に対して奨励金を出している。

このように個人資産への補助は難しいのではなく、地方自治体が政策的に必要だと考えたら実施していることは数多くある。

以上の点を踏まえて再度答弁願う。

【二回目の市長答弁】

現在、限られた予算の中で、地域経済の活性化に繋がるのが期待でき

る「富士吉田市商工業活性化支援制度」の創設や、各種融資制度による商工業者等へのきめ細かな支援、さらには幅広い経済効果と本市発展の足がかりとなる企業誘致施策等を実施している。

これらを本市の主要な経済活性化施策として位置付け、今後においても、本市の財政状況をしっかりと見据えた経済施策について、山梨県及び国の各関係機関等と連携を図り、社会情勢を的確に判断する中で対応して参りたい。

次に、住宅改修への補助制度の拡大について、改修工事などについては、住宅の質の向上や経済的な効果等が期待されることから、すでに減税制度が設けられており、こうした間接的な支援などによる国の景気浮揚対策について、現在注視しているところである。

個人資産に対する公費の直接投入については、費用対効果や公共公益性の見極めが非常に重要であり、その採択には極めて慎重であるべきと考えており、御理解を賜りたい。

③富士山を世界文化遺産にする運動への市の姿勢について

【二回目の質問】

八月二十一日、富士山の世界文化遺産登録に向けた静岡、山梨の学術委員会が開かれ、世界遺産にふさわしい顕著な普遍的価値を証明する説明文案を了承した。

その説明文は「火山としての富士山」「信仰の対象としての富士山」「文化創造の源である富士山」の三つの柱に沿った内容だと報道されている。

また、保全や保護の対象となる緩衝地帯に関して「富士山を中心とした溶岩流のあったエリア」が提示され、現時点で組み込まれていない両県それぞれの上自衛隊の演習場についても、委員から「文化庁の協力をえて関係機関と整理する必要がある。」との指摘が挙がったと報道されている。東富士、北富士の両演習場は面積一三四〇〇ヘクタール余りで、この広大な地域を外しての富士山の世界遺産論議は不自然

である。

また、北富士演習場内には鷹丸尾溶岩流の痕跡や溶岩樹型など貴重な「火山としての富士山」の資料が存在している。

先日、山梨県知事は「建物などが建つ心配はないから保全や保護は不必要」という北富士演習場を緩衝地帯の対象からは外していく考えを述べたと新聞報道されているが、演習場であるからこそ貴重な文化遺産の破壊の危険性があるので、ここを緩衝地帯として保全や保護をして後世に残していく必要があるのではないかと、

国の防衛政策ともかわって困難な問題ではあるが、地元自治体としては、将来を見据えて正面から北富士演習場を緩衝地帯の対象から外さないという姿勢で、富士山を世界文化遺産にする運動に取り組んでいくべきだと考えるが市長の考えはいかがなものか。

自然公園法の特別地域に含まれるうえ、市の行政区域の33%を占める北富士演習場を活用することが出来ずに、土地利用区域が限定されるという、我が市の将来的な発展を阻害している北富士演習場である。

緩衝地帯のエリアとされれば将来的な返還も見えてくるし、国際交流の場、貴重な植物や溶岩流の観察の場としてなど跡地の平和利用も可能になると考える。

【二回目の市長答弁】

富士山世界文化遺産の登録に向けた取組みについては、現在、山梨・静岡両県並びに関係市町村が一致協力して、平成二十三年度の登録を目的に全力を挙げて邁進しているところである。

北富士演習場については、国の防衛政策上の重要性から必要な演習場とされており、今春には第八次北富士演習場使用協定等を締結し、今後五年間は演習場として使用されることとなっている。

したがって、北富士演習場については、防衛省及び地元の一市二村・恩賜林組合・山梨県、さら

には、東富士演習場の所在する静岡県側とも協調しながら取り組まなければならぬ重要な問題であることから、現在のところ、演習場を世界文化遺産の緩衝地帯に含めることは、大変難しいものと認識している。

【二回目の質問】

先日も「十月にも住民を対象とした説明会を開く方針を固めた。」と報道されたが、この間先行して進められてきた議論の中味を見ると、富士山の一定部分を占める演習場については、その中にある国指定の天然記念物が資産候補として上げられないなど、避けられるか、無視されてきたように考える。世界に向かって「後世に残していく遺産である」と主張していくのに、こうした一部分欠落のような議論のあり方と構成で説得力があるのか大変疑問に思う。ぜひとも世界遺産にさせたい地元自治体としては、これから運動を進めるにあたって、臭いものにフタのような議論にすぎないで、演習場の中

であつても世界遺産として価値を認めれば対象としていくような姿勢が必要であると考え。

答弁は「緩衝地帯に含めることは大変難しい」ということであるが、遺産として価値がなければ、緩衝地帯にはしなればよいわけだが、難しい問題を抱えているので、この地域を除外するというような運動の進め方で、遺産登録される見通しをお持ちなのか、また、住民説明会にもそうした市の姿勢を説明するつもりなのか答弁願う。

【二回目の市長答弁】

指摘の天然記念物は、昭和七年に国の指定を受けた「雁の穴」と推察しているが、この地域一帯は、昭和十一年から十三年にかけて、旧日本陸軍により強制買収され、以来、アメリカ合衆国の占領と接収、さらには自衛隊への使用転換が行われた演習場である。こうしたことから、この地域一帯については、大変複雑な問題を抱えている地域であるので、御理解を賜りたい。

議会の動き

常任委員会行政視察研修

本市の課題や各種懸案事項について、見識を深め、研鑽を積むべく常任委員会の行政視察研修が実施され、先進地において担当者による研修を受け、さらに現地等を視察するなど、活発な議員の調査活動が行われました。

○総務経済委員会

- ・実施日 10月29～31日
- ・研修先 北海道釧路市・浜中町
- ・内容 議会改革について 風力発電について



○文教厚生委員会

- ・実施日 10月29～31日
- ・研修先 福岡県前原市
- ・内容 歴史博物館の運営について



○建設水道委員会

- ・実施日 11月20～22日
- ・研修先 兵庫県高砂市
- ・内容 市ノ池公園整備事業について

シャモニーモンブラン姉妹都市
提携三十周年記念公式訪問

十月八日から十月十五日までの間、公式訪問団として、市議会を代表して勝俣進議長が、姉妹都市であるシャモニーモンブラン市を表敬訪問し、歓迎レセプション、公式記念行事などに出席し、姉妹都市提携三十周年の記念を祝うとともに、友好の輪を広めてまいりました。



議案の処理結果（9月定例会）

議案番号	件名	結果	内容
報告第10号	継続費精算報告書について	報告	平成19年度一般会計予算
報告第11号	継続費精算報告書について	報告	平成19年度大明見水道特別会計予算
報告第12号	健全化判断比率について	報告	平成19年度決算に基づく健全化判断比率について
報告第13号	資金不足比率について	報告	平成19年度決算に基づく下水道事業特別会計の資金不足比率について
報告第14号	資金不足比率について	報告	平成19年度決算に基づく大明見水道特別会計の資金不足比率について
報告第15号	資金不足比率について	報告	平成19年度決算に基づく市立病院事業会計の資金不足比率について
報告第16号	資金不足比率について	報告	平成19年度決算に基づく水道事業会計の資金不足比率について
議案第66号	平成19年度富士吉田市一般会計及び特別会計歳入歳出決算認定について	認定	一般会計及び下水道事業等7特別会計の決算を認定するもの
議案第67号	平成19年度富士吉田市立病院事業会計決算	認定	事業収益56億9,636万8,569円、事業費用60億6,452万987円、資本的収入1億8,753万9,490円、同支出額3億115万873円の決算を認定するもの
議案第68号	平成19年度富士吉田市水道事業会計決算	認定	事業収益4億9,726万9,932円、事業費用5億1,611万407円、資本的収入2億8,208万8,206円、同支出額4億6,408万7,012円の決算を認定するもの
議案第69号	地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について	可決	地方自治法の一部を改正する法律の施行等に伴い、所要の改正を行なうもの
議案第70号	一般社団法人及び一般財団法人に関する法律等の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について	可決	一般社団法人及び一般財団法人に関する法律等の施行に伴い、所要の改正を行なうもの
議案第71号	富士吉田市重度心身障害者医療費助成条例の一部改正について	可決	富士吉田市重度心身障害者医療費助成条例の一部改正に伴い、所要の改正を行なうもの
議案第72号	富士吉田市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正について	可決	ごみ処理の有料化及び家庭系廃棄物の排出方法としての、指定ごみ袋の導入に伴い、本条例を改正を行なうもの
議案第73号	平成20年度富士吉田市一般会計補正予算（第3号）	可決	歳入歳出にそれぞれ2億1,312万1,000円を追加し、総額192億4,516万9,000円とするもの
議案第74号	平成20年度富士吉田市国民健康保健特別会計補正予算（第1号）	可決	歳入歳出にそれぞれ4,371万2,000円を追加し、総額55億762万円とするもの
議案第75号	平成20年度富士吉田市介護保健特別会計補正予算（第1号）	可決	歳入歳出にそれぞれ1,466万2,000円を追加し、総額を24億8,350万6,000円とするもの
議案第76号	平成20年度富士吉田市水道事業会計補正予算（第1号）	可決	資本的収入を2,900万円増額し、総額を2億9,826万3,000円とし、同支出を2,899万7,000円増額し、総額を5億950万6,000円とするもの
議案第77号	平成20年度富士吉田市一般会計補正予算（第4号）	可決	歳入歳出にそれぞれ6,323万2,000円を追加し、総額を193億840万1,000円とするもの
選挙第3号	富士吉田市外二ヶ村恩賜県有財産保護組合議員の補欠選挙について	選挙	補欠選挙で、明見区域の宮下豊議員が当選

議案の処理結果（第5回臨時会）

議案番号	件名	結果	内容
議案第64号	財産の処分について	可決	本市が学校法人明治大学から取得した土地等を㈱牧野フライス製作所へ17億8,000万円で売却するもの